

1 育成会入所順位基礎指数表

番号	類型	就労時間等	勤務形態等	適 用	指数	父	母
1	居宅外労働 居宅内労働	※一月当たりの就労日数	勤務・自営	勤務日数が概ね20日以上のある者	10		
				勤務日数が概ね18日以上のある者	8		
				勤務日数が概ね16日以上のある者	5		
				勤務日数が概ね16日未満のある者	2		
		※月間総労働時間	勤務・自営	月間160時間以上の者	10		
				月間120時間以上の者	8		
				月間80時間以上の者	5		
				月間64時間以上の者	3		
				月間64時間未満のある者	1		
		※勤務終了・ 勤務開始時刻	勤務・自営	午後5時以降終了、午後0時以前開始	5		
				午後4時30分以降終了、午後1時以前開始	4		
				午後4時以降終了、午後2時以前開始	3		
				午後3時以降終了、午後3時以前開始	2		
				午後3時未満終了、午後3時超開始	1		
2	保護者が 疾病負傷	入院		長期期間にわたる場合(概ね1ヶ月以上)	25		
		居宅内療養	常時安静	家庭内において常時安静が必要と診断された場合	10		
			一般加療	家庭内において一般加療が必要と診断された場合	7		
		通院		比較的軽度であるが定期的に通院が必要であると診断された場合	4		
3	保護者が 障害・要介護			身障手帳1・2級、療育手帳A及び精神保健手帳1級所持者、もしくは要介護3以上の認定を受けた者	20		
				身障手帳3級、療育手帳B1及び精神保健手帳2級所持者、もしくは要介護1、2の認定を受けた者	10		
4	※家族を 介護	入院		放課後の時間帯に付添が必要な場合のみ	18		
		施設通所等	身体・知的・精神障害者・要介護認定者の介護・訓練	身障手帳1・2級、療育手帳A及び精神保健手帳1級所持者、もしくは要介護3以上の判定を受けた者	10		
				身障手帳3級、療育手帳B1及び精神保健手帳2級所持者、もしくは要介護1、2の認定を受けた者	5		
		居宅介護 (同居・別居問わず)	疾病負傷等介護	重傷療養者の介護	8		
5	その他	求職中	就労内定	上記の番号1に該当する数値(勤務証明が提出できる場合)			
			技能修得中	上記の番号1に該当する数値(在学証明、就労日数・時間が提出できる場合)			
小計							

- 注 1 父母のどちらかがいない場合(単身赴任含む)は、いない方の親の指数を25とする。ただし、両親がいない場合は、養育者の勤務形態等の指数とする。
- 注 2 保護者の状況がこの表の項目に当てはまらない場合は、類似の項目を適用して適宜指数を調整する。
- 注 3 保護者1名につき適用項目は1個とする。
ただし、※一月当たりの就労日数と、※月間総労働時間、※勤務終了・勤務開始時刻は、それぞれの適用項目を1個ずつプラスする。
- 注 4 『家族』の範囲は、保護者から見て一親等(保護者の両親、子)までとする。
- 注 5 深夜勤務(午前0時をまたぐ勤務)の場合、上記の番号1の「一月当たりの就労日数」について
勤務時間が8時間以上の場合は勤務開始日及び勤務終了日ともに勤務日とする。
勤務時間が8時間未満の場合は勤務開始日または勤務終了日を勤務日とする。

2 育成会順位調整指数表

番号	区分	適用	指数	父・母	
1	父母の状況	父母のどちらかがいない場合	6		
		父又は母が単身赴任・他の土地での住み込み就労等により、常時当該家庭にいない場合	2		
2	親族の状況	祖父母と同居している場合	-2		
3	学年(障がい)の状況	・新1年生	15		
		・新2年生	8		
		・新3年生、新4～6年生の障がい児	0		
		・障がい児	20		
4	父母の勤務先状況	宝塚市内の放課後児童クラブにて従事する場合	5		
		宝塚市外の放課後児童クラブにて従事する場合	2		
			小計		
			合計		

- 注 1 父母がいない場合とは、両親、または父・母の一方が死亡、離別、行方不明の場合をいう。
- 注 2 祖父母と同居している場合とは、同居する祖父母が、就労していない場合をいう。
- 注 3 障がい児とは、支援学級に在籍しているもしくは在席する予定の児童が、手帳を持っている児童のこととする。
- 注 4 合計点数が同点の場合は、基礎指数、勤務終了・勤務開始時刻点、一月当たりの就労日数、勤務時間数の多い方を優先とする。なお、優劣がつかない場合は抽選とする。